

**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）
に対して提出された意見及び総務省の考え方**

案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>・ 三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムおよびこれを含有する製剤」の指定対象外という理解でよろしいか。</p> <p>理由として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 三塩化アルミニウム 6 水和物はヘキサアクアアルミニウムイオンと塩化物イオンの錯塩であり Al-Cl 結合をもたないため。 ② 厚労省所管の「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和元年政令第 31 号）」での意見募集結果では三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムを含有する製剤」に該当しないとの回答が公示されているため。 <p align="right">【個人】</p>	<p>お見込みの通り、三塩化アルミニウム 6 水和物は、「三塩化アルミニウムを含有する製剤」に該当致しません。</p>	<p align="center">無</p>
<p>・ 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤については、「水と反応して人体に有害な気体を発生する性質を有するため」との記載があります。三塩化アルミニウムは水に溶解することはわかるのですが、水と反応して有害なガスを発生させるプロセスが理解できないため、今回の消防活動阻害物質指定も理解できません。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>三塩化アルミニウムは、水と反応し、塩化水素を発生させ、さらに加熱時間が長くなることで塩化水素（気体）がより多く揮散することが確認されております。また、当該気体が溶解した水溶液は、強い酸性により消防活動において支障となるおそれがあります。</p> <p>以上の理由より、消防活動阻害物質として指定すべきと考えております。</p>	<p align="center">無</p>

○提出意見数：2 件